

○ 栄村U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

令和2年4月1日要綱第14号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、村内及び県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、栄村補助金等交付規則（昭和48年栄村規則第3号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 令和2年4月1日以降、栄村に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本村に置くことをいう。
- (2) 移住支援金 U I J ターン就業・創業支援移住事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付け30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知）及びこの要綱に基づき交付する補助金をいう。
- (3) 創業支援金 長野県地域課題解決型創業支援事業補助金交付要綱（令和元年5月8日付け31産経創第28号通知）に基づき長野県が補助する事業者が交付する補助金をいう。
- (4) 企業等 支援金の対象として長野県が選定した法人であって、長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したものをいう。
- (5) 創業支援金 地方創生起業支援事業に基づき、長野県が補助する事業者が交付する補助金をいう。
- (6) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(交付対象者)

**第3条** 移住支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号の要件を満たす移住をした者のうち、第2号の要件を満たす就業をし、又は第3号の要件を満たす創業をしたものとする。ただし、この事業と趣旨を同じくする国、県又は栄村が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は支給しない。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 移住支援金に係る長野県及び栄村の要綱が施行された後に移住したこと。
- (イ) 移住支援金の申請が、移住後3か月以上1年以内の期間になされたものである

こと。

(ウ) 栄村内に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に係る事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人、又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) その他、村長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住後の勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

イ 就業先として、マッチングサイトに掲載している求人に応募し、採用されたものであること。

ウ 就業者が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業等でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、申請時に当該企業等に連続して3か月以上在職していること。

オ イの企業等への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該企業等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 創業に関する要件

創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の申請が当該交付決定の日から1年以内になされたものであること。

(移住支援金の額)

**第4条** 移住支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

**第5条** 次に掲げる事項は、移住支援金の交付の条件とする。

(1) 移住支援金の申請日から5年以内に本村での居住が困難となった場合、又は移住支援金の申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合において、速やかに村長に報告してその指示を受けるべきこと。

(2) 移住支援金に関する報告及び立入調査について県及び本村から求められた場合において、これに応ずべきこと。

(登録申請)

**第6条** 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付対象者登録申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

2 前項の書類の提出期限は、次に定める日とする。

(1) 就業した者 マッチングサイトに掲載された求人の企業等に就業した日から、おおむね3か月以内

(2) 創業した者 創業支援金の交付決定日から、おおむね1か月以内

(交付申請及び実績報告)

**第7条** 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)及び移住支援金に係る就業証明書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

2 前項の書類の提出期限は、村長が別に定める。

(交付決定及び額の確定等)

**第8条** 村長は、前条の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金交付申請却下通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の支払)

**第9条** 村長は、前条第1項の規定による移住支援金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者に対し、様式第2号による請求に基づき、移住支援金を支払うものとする。

(移住支援金の返還)

**第10条** 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる返還の区分に応じて、当該各号に定める要件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があると村長が認めた場合、又はその者が引き続き栄村内に住所を有する場合であって、移住支援金の申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞してから3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

(1) 全額返還

ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から、栄村外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合

ウ 創業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から、栄村外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合

(捕則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円

（注）2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- 1 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- 2 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- 3 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、県及び本村の要綱が施行された後に移住したこと。
- 4 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- 5 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

栄村長 様

移住支援金交付対象者登録申請書

「U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付対象者として登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		印	性別	生年月日
氏名				年 月 日
住所	〒			
電話番号		携帯番号		
メールアドレス				

2 登録事項

・就業者及び創業者共通

住民票異動日	年 月 日
--------	-------

・就業者

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

・創業者

創業支援金交付決定日	年 月 日
------------	-------

3 移住支援金対象内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業	<input type="checkbox"/>	創業	<input type="checkbox"/>		

4 確認事項 (該当する欄に○を付けてください\*)

移住支援金の交付申請日から5年以上継続して、栄村に居住し、かつ、就業・創業する意思について	<input type="checkbox"/>	A. 意思がある	<input type="checkbox"/>	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/>	A. 3親等以内の親族に該当しない	<input type="checkbox"/>	B. 3親等以内の親族に該当する

※上記確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

(裏面につづく)

5 移住元の住所（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在住履歴を記載）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 移住元での就労履歴（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の就労履歴を記載）

期間	就労先	就労地
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒

7 添付書類

移住支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第1号の2）

【市町村確認欄】

移住元の住所及び就労状況

①	<p>・住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていたこと、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤（被用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、かつ、就労をしていた場合、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていた場合に限る。この場合において、当該就労又は通勤の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。</p> <p>・前号の期間（ただし書後段の期間を除く。）については、東京23区内に在住していた期間及び東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた期間を通算することができる。</p>
②	<p>住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労をしていたこと（第1号に該当する場合を除く。）。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。</p>

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第83号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）

※連続して1年以上の就労：1年のうち、就労していない期間が3か月以内であれば「連続して就労していたもの」とみなします。

(様式第1号の2)

移住支援金に関する個人情報の取扱い

栄村が、移住支援金に係る私の個人情報について、本事業の実施のために住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び長野県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

栄村長 様

申請者住所

署名

印

(様式第2号)

申請年月日 年 月 日

栄村長 様

### 移住支援金交付申請書兼実績報告書

「栄村UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付を申請します。

#### 1 申請者欄

フリガナ		印	性別	生年月日
氏名				年 月 日
住所	〒			
電話番号		携帯番号		
メールアドレス				

#### 2 移住要件確認事項

##### ・就業者及び創業者共通

住民票異動日	年 月 日
--------	-------

##### ・就業者

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

##### ・創業者

創業支援金交付決定日	年 月 日
------------	-------

#### 3 移住支援金対象内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		創業		

#### 4 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください\*)

移住支援金の交付申請日から5年以上継続して、栄村に居住し、かつ、就業・創業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

(裏面につづく)

5 移住元の住所（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在住履歴を記載）

期間	住所
年 月 日 ~ 年 月 日	〒
年 月 日 ~ 年 月 日	〒
年 月 日 ~ 年 月 日	〒

6 移住元での就労履歴（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の就労履歴を記載）

期間	就労先	就労地
年 月 日 ~ 年 月 日		〒
年 月 日 ~ 年 月 日		〒
年 月 日 ~ 年 月 日		〒

7 交付申請額 金 円

8 申請者の口座情報

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合 支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

9 添付書類

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第2号の2）
- (2) 就業の場合：就業先が交付した就業証明書（様式第3号）  
創業の場合：創業支援金交付決定通知書
- (3) **通算5年以上在住の**証明書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等。世帯の場合は、移住元において同一世帯であったことが確認できること）
- (4) **通算5年以上就労の**証明書類
  - ア 雇用保険の被保険者として雇用されていた者
    - (イ) 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
    - (ロ) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
  - イ 法人経営者又は個人事業主であった者
    - (イ) 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
    - (ロ) 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

管理コード（長野県及び市町村使用欄）	
--------------------	--

(様式第2号の2)

## 移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

### 誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は栄村から求められた場合には、これに応じます。
- 2 栄村就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
  - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (2) 移住支援金の申請日から、栄村外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合、交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (4) 移住支援金の申請日から、栄村外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

栄村長 様

申請者住所

署名

Ⓔ

(様式第 8 号)

就業証明書 (移住支援金の申請用)

年 月 日

栄村長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	( ) -
就業開始年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト求人管理番号	

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び栄村の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

第 号  
年 月 日

様

栄村長 印

移住支援金交付決定兼確定通知書

栄村UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

（備考）

- 1 栄村就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。
  - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合、交付した移住支援金の全額に相当する額
  - (2) 移住支援金の申請日から、栄村外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合、交付した移住支援金の全額に相当する額
  - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合、交付した移住支援金の全額に相当する額
  - (4) 移住支援金の申請日から、栄村外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合、交付した移住支援金の半額に相当する額
- 2 村は、栄村就業・創業移住支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は金利引下げの適用を受けられないことがあります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内の取扱金融機関への申込みが必要となります。

#### 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は特別利率の適用を受けられないことがあります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられないことがあります。

第 号  
年 月 日

様

栄村長 印

移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由

※注 却下理由は、栄村就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第3条（交付対象者）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は却下理由を具体的に記載するものとする。